

上尾税務署からのお知らせ

◆自宅等で確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して郵送又はe-Taxで送信（事前準備が必要）してください。「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関する質問・相談は、まずは電話にてお問い合わせください。

《作成コーナーの操作などに関する問い合わせ》

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク
(☎0570-01-5901)

受付時間／平日の9時～17時

《確定申告などに関する問い合わせ》

上尾税務署
(☎048-770-1800)

※自動音声案内

◆所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

と き

2月16日(金)～3月15日(木)

土・日・祝日を除く。ただし、2月18・25日(日)は開場

9時～17時 (受付＝8時30分～)

※16時頃までにお越しください。相談が17時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります

申告会場・問い合わせ(送付先)

〒362-8504 上尾市大字西門前577

上尾税務署
(☎ 048-770-1800)

青色申告相談会

◆青色申告決算書作成相談会

とき・ところ／2月19日(月)＝鴻巣市商工会

◆青色確定申告書作成相談会

とき・ところ／2月23日(金)＝商工会吹上支所、2月28日(水)・3月1日(木)＝鴻巣市商工会、3月6日(火)＝商工会川里支所

※時間はいずれの日も午前の部＝9時30分～11時30分、午後の部＝13時30分～15時30分

問い合わせ／鴻巣市商工会・鴻巣市青色申告会 (☎541-1008)



税理士による 無料税務相談 (要予約)

と き／①2月1日(木)～15日(木)の平日9時30分～16時
②2月5・6日(月・火)9時～16時、③2月8・9日(木・金)10時～16時30分

ところ／①市内の税理士事務所 ②上尾県税事務所
③桶川マイン3Fイベント広場

対 象／次のいずれかに該当する方 (1)年金受給者 (2)給与所得者で医療費控除を受ける方 (3)平成29年中に退職・就職した方や年末調整が済んでいない方など
※譲渡所得・事業所得がある方は対象外です。住宅借入金等特別控除を受ける場合や収入が600万円を超える場合などは、低額の料金が発生する場合があります

内 容／申告相談、申告書の作成

申込み／①各税理士事務所へ電話（各税理士事務所の一覧は、関東信越税理士会上尾支部ホームページをご覧ください）②・③1月22日(月)～30日(火)の平日10時～15時に電話で関東信越税理士会上尾支部

問い合わせ／関東信越税理士会上尾支部 (☎048-776-8777)



確定申告は、1年間に生じた所得に対する税金を精算する大切な手続きです。申告納税制度の趣旨から、自分で正しく申告書を作成し、期間内に申告しましょう。

問い合わせ／上尾税務署（☎048-770-1800・自動音声案内）又は市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

確定申告が必要な方

【自営業者など】

下記(1)～(4)のうち、昨年中の所得金額の合計額が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額より多い方

(1)事業を営んでいる方 (2)農業による所得がある方 (3)不動産所得がある方 (4)土地や建物を売った方

【給与所得者（会社員など）】

●給与収入が2,000万円を超える方 ●給与所得以外の所得合計額が20万円を超える方 ●2か所以上の会社から給与を受給している方

【その他】

●年の途中で退職し、年末調整を行っていない方 ●医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとする方

申告に必要なもの

●個人番号確認書類^(※) ●身元確認書類^(※) ●印鑑（スタンプ印不可） ●給与所得又は年金所得のあった方は、源泉徴収票や支払者の証明書 ●各種領収書又は証明書（生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・寄附金など） ●医療費控除を受ける方は、医療費の明細書 ●セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書及び疾病予防への取組書類 ●障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書

(※)については9ページ参照

注意

- 給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払元（者）が発行する源泉徴収票が必要です。なお、源泉徴収税額がない場合には還付金はありません
- 事業所得・不動産所得などの申告をする方は、帳簿・領収書などを整理し、収支内訳書を作成のうえ、上尾税務署へお願いします
- 医療費控除を受ける方は、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに領収書などを整理・計算し、明細書を作成のうえ提出してください。なお、領収書の日付が平成29年中であることを必ず確認してください
- セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方は、「薬局」・「医薬品の名称」ごとに領収書を整理し、明細書を作成のうえ提出してください。なお、領収書の日付が平成29年中であるとともに、セルフメディケーション税制対象商品であることを必ず確認してください。併せて、申告する方の健康の保持増進及び疾病予防への取組のわかる書類（予防接種の領収書や健康診断結果通知等）の添付又は提示が必要です。医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみ選択が可能で、選択後の変更はできません
- 国民年金保険料については、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書又は平成29年中に支払った領収書をお持ちください。国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できませんので、日本年金機構（ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004・ナビダイヤル）へお問い合わせください
- 還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人の口座が必要です。事前に金融機関名及び口座番号を確認してください。また、振替納税の申込みには、金融機関への届出印が必要です（所得税を振替納税する方は、4月20日(金)が振替日です。振替納税以外の方は3月15日(木)が所得税の納期限です）
- 所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です

申告受付日程について

還付・確定申告及び市・県民税の申告受付を下表のとおり行いますので、地区の指定日に申告してください。

また、前年の状況から申告が必要と思われる方には、市役所から市・県民税申告書を1月下旬に送付しますが、すべての方には送付していませんので、申告書が必要な方はご連絡ください。なお、所得税の還付申告や確定申告をした方は、市・県民税の申告は不要です。申告書が送付された場合は処分してください。

※申告方法などは広報かがやき2月号でお知らせします

問い合わせ／市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

■申告受付日程 受付時間＝9時～15時

種類	とき	申告会場	地区
還付申告	2月9日(金)	吹上生涯学習センター	地区割なし
	2月14・15日(水・木)	クリアこうのす	地区割なし
確定申告	2月16日(金)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	2月19日(月)		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	2月20日(火)		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台
	2月21日(水)		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
確定申告、市・県民税の申告	2月22日(木)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
	2月23日(金)		関新田、新井、境、上会下、屈巢
	2月27日(火)	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
	2月28日(水)		筑波、吹上本町、南
	3月1日(木)		大芦、下忍
	3月2日(金)		北新宿、新宿、鎌塚
	3月5日(月)		榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷
市・県民税の申告	3月7日(水)	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	3月8日(木)	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稲荷町、赤見台
	3月9日(金)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
	3月13日(火)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
	3月14日(水)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
	3月15日(木)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川

■注意事項

- 市の申告会場では、e-Tax申告はできません
- 次の①～⑩の申告は、市内の会場及び市民税課窓口では記帳相談は行いません。上尾税務署での申告となります。なお、申告書をすべて作成済みの場合は、受付でお預かりして上尾税務署へ回送します

- ①青色申告
- ②事業所得（営業等、農業）、不動産所得などの申告（繰越損失を含む）
- ③土地等の分離・総合譲渡所得に関する申告（繰越損失を含む）
- ④株式及び先物取引等の分離課税所得に関する申告（繰越損失を含む）
- ⑤住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける方の申告
- ⑥雑損控除（災害や盗難、横領による損失等）の申告
- ⑦過年分の申告
- ⑧亡くなられた方の準確定申告
- ⑨更正の請求・修正申告
- ⑩贈与税・消費税の申告

